



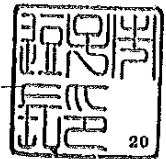
諮問第 6 号

2010 年(平成 22 年) 4 月 22 日

逗子市個人情報保護運営審議会

副 会 長 鯨岡 恵美子 様

逗子市長 平 井 竜



年金記録問題に係る電話番号等個人情報の利用及び提供について(諮問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問します。

逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供
及び第10条第2項の規定に基づく本人通知省略の諮問事案

1 主管課

福祉部国保健康課

2 事務の名称

国民年金事務

3 目的外利用する個人情報の所管課及び内容

- ・国保健康課：国民健康保険、後期高齢者医療保険事務に係る連絡先情報
- ・介護保険課：介護保険事務に係る連絡先情報
- ・課税課：課税事務に係る連絡先情報
- ・納税課：納税事務に係る連絡先情報

4 目的外提供先及び提供情報

- ・日本年金機構
- ・上記3のうち、電話番号・連絡先住所及び施設入所や病院入院の情報

5 目的外提供の概要

ねんきん特別便等に対してご本人から回答がなく、かつ、電話番号を番号案内等で照会しても非開示であるか、電話しても応答がないこと等、日本年金機構の調査において電話番号等が判明しない者について、本市が把握している情報の範囲内で提供する。

6 本人通知の省略

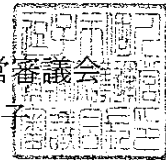
通知を要する対象者100件以上で、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないと認められるため。



22 逗個情運収第 3 号の 2
2010 年(平成 22 年)5 月 11 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美 子



市長の所管する個人情報の取り扱いに関する意見について(答申)

2010 年(平成 22 年)4 月 12 日付け、諮問第 6 号「年金記録問題に係る電話番号等個人情報の利用及び提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外利用及び提供の制限の解除並びに同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略については、次の条件を付し適当なものと認め答申します。

[附 帯 条 件]

本件については、次の指摘事項については是正し、速やかに逗子市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に報告した上で実施すること。

- (1) 日本年金機構(横須賀年金事務所)(以下「日本年金機構」という。)から、逗子市長宛てに、市が保有する個人情報の提供を求める正式な依頼文書入手すること。
- (2) 個人情報の外部提供に先立ち、市と日本年金機構が交わす覚書には、旧社会保険庁が配付した覚書(案)(以下「覚書(案)」という。)に示された事項に、次の事項を追加すること。
 - ① 提供する個人情報の具体的な内容
 - ② 市が提供する個人情報の取扱い
- (3) 個人情報の提供に伴う本人通知の省略については、別途、広報紙等で市民に周知すること。

I 審議会の判断理由等

1. 経緯

本件は、平成 21 年 11 月 16 日付け、旧社会保険庁長官から市区町村長宛に年金記録の確認についての協力要請に関し配付された文書をもとに、逗子市長（所管課：国保健康課）から、2010 年（平成 22 年）4 月 12 日付け諮問第 6 号をもって、逗子市個人情報保護条例第 10 条に規定する目的外利用、提供及び本人通知の省略について、審議会に諮問されたものである。

要請内容としては、「ねんきん特別便」に対して「訂正なし」と回答した方及び未だ回答がない方について市が保有する国民健康保険や介護保険の被保険者データを基に、①調査の対象となる方の電話番号又は施設入所や病院入院の情報の提供、②調査の対象となる方に対する電話による記録の確認調査の実施、③調査の対象となる方に対する訪問による記録の確認調査の実施となっているが、このうち、審議会への諮問は①についてのみである。

2. 逗子市個人情報保護条例第 10 条について

同条例第 10 条第 1 項では、「個人情報を収集したときの収集目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。」と規定しており、本人の預かり知らぬところで、その個人情報を当該実施機関以外の者に提供することを原則禁止している。この目的外提供原則禁止の例外として、同条同項では、法令又は条例に基づく場合（第 1 号）、本人の同意がある場合（第 2 号）、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合（第 3 号）、さらに、同項第 1 号から第 3 号までに掲げた事項以外にも審議会の意見を聴いた上で必要性が認められた場合（第 4 号）を規定している。

同条同項第 4 号に基づき、審議会が審議する場合、目的外提供の必要性について、公益性、代替手段の有無、緊急性等を慎重に検討するとともに、提供する個人情報の範囲と提供先における当該情報の取扱いについて、使用目的に沿って極めて限定的に取り扱われるかを検討し、目的外に個人情報を外部へ提供することの是非を判断する。

また、同条第 2 項では、「前項第 3 号又は第 4 号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。」と本人に通知することを原則とし、「ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。」と規定し、慎重な対応を求めている。

3. 本諮問についての検討

本件は、本来、日本年金機構が独自で年金受給者の所在の確認を行うべきところ、既に調査の手段が手詰まりとなり、市の保有する情報を利用する以外に手

段がなく、このままでは市民の失われた年金受給権を回復することが出来ない状態であることから、日本年金機構が市の協力を求めているものである。

この目的を達成するためには、日本年金機構が市の保有する個人情報の提供を受ける以外に手段がないこと、市が日本年金機構に個人情報の提供をしないで年金記録確認調査を行うことは実質不可能なこと、年金受給権者が高齢に達しているため調査を急ぐ必要があることから、目的外に個人情報を外部提供する必要性があることは認められる。

また、個人情報の提供に伴う本人通知の省略については、もとより、本人の知らないうちに情報が日本年金機構に提供されることのないよう、市民に周知する必要があると考えられるものの、提供される情報の主体に対して個別に通知をすべき必要性までは認められない。

4. 問題点

上記のような有用性必要性が認められるものの、しかしながら、本件の審議に際して提出された資料や説明を見聞したところ、次のとおり幾つかの問題点が見受けられる。

審議会としては、この点につき、いかなる目的によって、どの所管が保有するどのような情報を、どこに提供するのか、また、提供時・提供後の個人情報の安全管理等について明確にしておく必要があると考える。

(1) 日本年金機構から市に対し、個人情報の外部提供を要請する正式な依頼文書が提出されていない。

(2) 覚書(案)については、本件諮問との関係で、「提供する個人情報の具体的な内容」及び「市が提供する個人情報の取扱い」において、次の点が不明確である。

①「提供する個人情報の具体的な内容」として、国保健康課の説明によれば、課税課及び納税課の保有する賦課等対象者の連絡先情報、介護保険課の保有する介護保険被保険者の連絡先情報、国保健康課が保有する国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者情報における連絡先情報を日本年金機構に外部提供する趣旨であるが、覚書(案)にはすべてが網羅されていない。

②「市が提供する個人情報の取扱い」については、覚書(案)にある個人情報保護に関する規定には、情報の受け渡し等に係る安全管理措置、提供情報の廃棄方法と廃棄時期が記されていない。

II 結論

以上のことから、個人情報の外部提供の重要性に鑑み、先に述べた問題点を補完するため条件を付して、本諮問を適当なものと認めるものである。

Ⅲ 付言

日本年金機構から市が依頼を受ける調査対象者情報は、限定された項目のみであることから、個人を特定することが困難な場合が想定されるが、そのような場合には、本人であることの蓋然性が高いものについてのみ情報提供するよう留意することを求める。

以上